

# 【大丸タクシー親睦会規約】

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会は大丸タクシー親睦会（以下「親睦会」）という。

### 第2条（所在地）

親睦会は事務所を大阪府大阪市住之江区北加賀屋5丁目5番62号におく。

### 第3条（目的）

親睦会は団結と相互扶助の精神に基づく共済活動により会員の福利厚生への慶弔見舞金についての給付を行うと同時に、会員の親交を深める為の懇親会を開催することで、働き易い職場環境を醸成する事を目的とする。

それに伴い、福利厚生上必要な備品・設備等の購入も行う。

### 第4条（実施内容）

親睦会は前条の目的を達成するために次の事を実施する。

- （1）会員には、別紙「慶弔見舞金規程」に基づき所定の金額を現金給付する。
- （2）年2回の懇親会を開催する。
- （3）懇親会の開催日は、会員が参加しやすように2日間設け、いずれかに参加する事を原則とする。
- （4）懇親会の実施は土日が望ましいが、やむを得ず平日開催の時は、出向中の会員が業務の為に参加出来ない場合がある、その時は一律5,000円を出向社員の欠席者に返金する。
- （5）会員の福利厚生上必要な備品の購入や付帯設備の敷設を行う。
- （6）その他目的達成に必要なことを実施する。

## 第2章 会員

### 第5条（資格）

会員は大丸タクシー株式会社の従業員並びに親睦会が承認した者によって組織する。

- （1）雇用形態に関わらず、親睦会費の月額 1,000 円を収めること。
- （2）親睦会費は給与からの天引きとする。

### 第6条（資格の平等）

何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によって会員たる資格を奪われない。

### 第7条（権利）

会員は平等に次の権利を有する。

- （1）この規約に基づき、すべての実施内容に参加し得る均等の取扱いを受ける権利。
- （2）親睦会理事会の役職に推挙され、若しくは普通投票や WEB 投票等による選挙する権利。

### 第8条（義務）

会員は平等に次の義務を負う。

- （1）職場での人間関係を築き、職場環境向上を目指し努める。
- （2）会費を収める義務。
- （3）親睦会の機密をもらさない義務。

### 第9条（加入の手続）

親睦会に加入するときは、入社日より自動的に資格を得る。

## 第10条（資格喪失）

会員は次の場合にその資格を失う。

- （1）退職したとき
- （2）解雇されたとき
- （3）除名されたとき
- （4）本人の申し出により脱退が認められたとき
- （5）第5条に該当しない場合

## 第11条（脱退の手続）

親睦会を脱退するときは、本人が会長または副会長への申し出により認められるものとする。

脱退後は親睦会に対する一切の権利を失い、既納の金品は返却しない。

## 第3章 機関

### 第12条（機関の種類）

- （1）親睦会に次の役職を置く

会長	1名
副会長	1名
会計	1名
会計監査	1名
事務管理	1名

- （2）親睦会に次の機関を置く

以下の運営を協議し実施する機関として理事会を定める。

1：口座より現金を用意し慶弔見舞該当者に給付する。備品の購入を決定実施する。

慶弔見舞金の受け取り者は、本人が会社に報告し、会社より会長に連絡が来た後、速やかに会計担当者または理事会役職者に指示し実施される。

2・懇親会の開催場・日時を決め、1ヶ月前から出欠を取り実施。社内の掲示板に出欠の告知用紙を掲出する。

3・毎月の収支報告を大丸タクシー従業員専用ホームページにより発表する。収支については会計担当者より都度、事務管理に連絡をする。事務管理は月に1度、報告書をアップロードする。年に一度会計監査が承認し年次報告書を作成する。

理事会の会議に参加、または理事会の運営に携わり拘束される者、会員に給付や見舞などをする為に拘束される者は、拘束時間の活動費として大丸タクシー料金規定の1時間の貸し切り料金に該当する金額を現金で支払うこととする。

### (3) 理事会役職者の罷免

理事会役職者の発議または、会員の申し出により、役職を罷免する理事会を開くことができる。罷免理事会の開催内容、決議方法については、その都度、理事会役職者と会員の代表者がいる場合には会員の代表者と誠意をもって協議する。

## 第4章 規約の改廃

### 第13条 (規約の改廃)

本規約は改廃の必要が認められた時には理事会の評議により行われる。

#### (附則)

本規約は、2024年6月1日より施行する。

本規約に定めのない事案が発生した時はその都度、理事会の評議によって誠意を以て解決に努める。

2024年6月1日

大丸タクシー親睦会会長 前田秀樹

\*\*\*\*\*

## 改訂記録

改訂日	改訂内容
2024/6/1	<p>前規定が紙媒体でしか残っておらず、誰もが閲覧可能なように うにデータ化した。</p> <p>同時に、規程には記載がない実際の運用内容や慣例を文書化し、よ り明確にした。前規程には無い幾つかの項目を追加記載し運営方 法を明確にした。</p> <p>慶弔見舞金の記載を別途規程の「慶弔見舞金規程」として、より詳 細に定めた。</p>